

# ゲノムドクターズクラブ 会則

(名称)

第1条 本会は、ゲノムドクターズクラブと称する

(事務所)

第2条 本会の事務局は株式会社ケンコーム J a p a n内とする。

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦と結束を図り、最新の健康・予防の情報を共有、そして習得することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 講演会・セミナーの実施
- (2) 各種学会のイベント情報の共有
- (3) 健康・予防に関するニュースの配信

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 所定の認証試験に合格したドクター（医師・歯科医師）
- (2) 所定の認証試験に合格したキャスター（コメディカル・企業関係者、他）

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、認証試験に合格した後、入会申込書をゲノムドクターズクラブに提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員ごとに定められた金額を納入し、翌年以降の会費については、事務局の案内に従って納入する。

(退会)

第8条 会員は、退会届をゲノムドクターズクラブの事務局に提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が本会の設立の趣旨に著しく違反した行為をなし、又は本会や関連の団体の名誉を著しく毀損する行為をなしたときは、これを除名することができる。

附則

- 1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成26年5月22日 事務局の変更。